

指定管理者の指定について

地方自治法第 244条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

令和 7 年 2 月 7 日提出

沼津市長 頼 重 秀 一

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名 称	
沼津港水門展望施設	沼津市北高島町10番5号	東海ビル保善株式会社 代表取締役 石井宏司	令和 7 年 4 月 1 日 から令和12年 3 月 31日まで